

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 57 単体開示の簡素化について

金融庁は 2014 年 3 月 26 日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布・施行しました（以下、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「新財規」という）。

新財規は、平成 26 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度等に関する財務諸表等について適用されます。

この改正の中心的な内容は、単体開示の簡素化です。

具体的には、以下のようなものが含まれます。

### (1) 特例財務諸表提出会社に該当する場合の単体開示の簡素化

連結財務諸表作成会社のうち会計監査人設置会社（別記事業を営む会社を除く）を「特例財務諸表提出会社」と新たに定義しました（新財規 1 条の 2）。

特例財務諸表提出会社では、個別財務諸表について、以下のような特例が認められます。

- ・貸借対照表等について、会社法の要求水準に合わせた様式によることができる（新財 127 条 1 項各号）。
- ・重要な会計方針の注記等について、会社計算規則の注記を準用することができる（新財規 127 条 2 項各号）。

### (2) その他の単体開示の簡素化（特例財務諸表提出会社に該当しない会社も含む）

- ・連結財務諸表を作成している会社はリース取引に関する注記等について記載することを要しない（新財規 8 条の 6 等）。
- ・資産項目や負債項目の別掲すべき重要性基準を 100 分の 1 から 100 分の 5 に、販売費及び一般管理費の別掲すべき重要性基準を 100 分の 5 から 100 分の 10 にし、連結財務諸表

と同じ基準に緩和（新財規 19 条、85 条等）。

上記以外にも、連結財務諸表においてセグメント情報を注記している会社について、製造原価明細書の開示が免除される等、様々な改正が行われています。

なお、特例財務諸表提出会社が上記①の開示をした場合には、表示方法の変更に該当するものと考えられます（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方 NO 2）。

また、別記事業を営む企業は所管省庁の動向に留意が必要です。

(2014/4/14 号より)